

平成２９年 第２回教育委員会 会議録

日 時	平成２９年２月８日（水） 午前９時３０分～午前１０時４５分
場 所	向日市立図書館 研修室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化財調査事務所長、副部長兼文化資料館長、教育総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課担当課長、学校教育課担当課長、学校教育課主 ３ 名、中央公民館長、図書館長、天文館長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告 議案第１号「向日市議会平成２９年第１回定例会の議決を経るべき議案に対する意見について」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第１回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として「平成２９年度向日市の教育の改訂について」の報告を願う。
事務局	— 平成２９年度向日市の教育の改訂について — 第１回教育委員会でスケジュールや改訂の方針等についてお示したところであるが、本日は具体的な内容案についてお示しする。 まず、大きな６つの柱の１つ目、学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進について、『ふるさと向日市創生計画』の施策の文言に統一をさせるため、「充実」という文言を削除する。「特別支援教育の充実」について、校内体制を先に掲載し、その次に個別の対応について掲載することが適当であると考え、掲載順を変更した。さらに、「家庭・地域社会への啓発」と文言を加筆した。 次に、大きな柱の２つ目、「豊かな人間性」について、「人権教育の推進」の「保護者、地域社会への啓発」は、後の大きな柱「家庭・地域社会との連携」に沿って、「保護者」を「家庭」に文言を修正する。「生徒指導の充実」では、これまで、自己有用感を育てる取組例として、「異年齢交流」と「職場体験活動」を掲載していたが、「職場体験活動」について、大きな柱の１つ目「学力の向上」のキャリア教育において、特に配慮すべき事項として掲載しているため、この項目では削除する。

	大きな柱の４つ目「家庭・地域社会との連携」については、大きな柱の文言に統一する文言の修正を行った。 大きな柱の６つ目「安心・安全な教育環境」については、これまでからいじめを許さない指導の徹底を掲載していたが、「向日市いじめ防止基本方針」に沿って、組織的な指導を強調するため、「組織的」という文言を加筆し強調した。 社会教育部分については、法の施行等による加筆を行った。 【質疑等】
委員	「職場体験活動」の文言削除について、実際の活動についてはこれまでと同様に行われる理解でよいのか。
事務局	そのとおりである。
委員	実際に体験学習を行うのであれば、「キャリア教育の充実」にその文言を加筆するのはどうか。
事務局	体験的な学習の中では「職場体験活動」だけではなく、様々な活動を行っているため削除としたところであるが、検討する。
委員	「保護者」から「家庭」に文言の修正を行っているが、定義の違いは何か。
事務局	違いはないが、「学校」「地域社会」と前後の語句との並びから「家庭」に文言の修正を図ったものである。
委員	「いじめを許さない組織的な指導の徹底」とは、具体的にどういうことか。
事務局	担任だけで対応を行うことのないよう、管理職を含め学校全体、また、教育委員会やいじめ防止対策推進委員会といった組織とも連携して対応に務めるということである。
教育長	次に、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する向日市教育委員会職員対応要領について」の報告を願う。
事務局	― 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する 向日市教育委員会職員対応要領について ― 平成２９年１月２０日施行で、「障がいを理由とする差別の解消の推進

	に関する向日市教育委員会職員対応要領」を策定した。これは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、法第7条に規定する事項に関し、向日市教育委員会の職員及び市立学校の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的としている。 また、これに伴う留意事項を6項目に分けて策定した。
委員	この要領を策定したことにより、研修を行う予定はあるのか。
事務局	研修は行う予定である。学校は、校長会で要領の策定について周知しており、学校や会議等で研修を行っているところである。
委員	職員が障がいを抱えている場合の対応等についても、別に策定されているのか。
事務局	策定されている。学校であれば府の職員であるため京都府が、教育委員会であれば向日市が策定しており、基本的にはそれぞれの機関が定めている。
委員	「合理的配慮」について、人によって対応が異なることがないように、研修を行い、十分な理解に努めてほしい。
事務局	特別支援コーディネーターをはじめ、学校、教育委員会共に研修を重ね理解に努め、対応を行う。
委員	「障害者」「障がい者」表記が入り混じっているのはなぜか。
事務局	本市の方針として、「がい」についてはひらがなで表記することとしている。しかし、固有名詞については変えることができないため、国で定められた法律等を引用する際に、漢字で表記されている。
委員	マニュアルは既に策定されているのか。
事務局	策定はされていない。現在は「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例に係るガイドライン」を用いることになる。
教育長	次に、議案第1号「向日市議会平成29年第1回定例会の議決を経るべき議案に対する意見について」を上程する。 この議案については公開することにより、今後の市議会での審議への影

	響も考えられるため、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。
	(全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。
	(以下秘密会)
教育長	議案第1号「向日市議会平成29年第1回定例会の議決を経るべき議案に対する意見について」の採決を行う。
	(全員挙手)
教育長	議案第1号は承認された。
教育長	秘密会を解く。
	(以上秘密会)
教育長	閉会宣言

平成29年度向日市の教育の改訂について（報告）

平成29年2月8日

学 校 教 育 課

生 涯 学 習 課

「平成28年度向日市の教育」や学校等からの意見を踏まえ、市として重点的に取り組みたい事項等について追加・修正した「指導の重点」（案）を別紙のとおり提案します。

平成２９年度「向日市の教育」（案）

	平成２８年度指導の重点	平成２９年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進 今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 一人一人の自立 主体的に学び、考え、行動する力を培う 一人一人が、自分は家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。 共生する地域 日頃から顔の見える人間関係を育てる 家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。 人権が尊重される社会 人権という文化を生活の中に根付かせる 一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成） ●本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実） ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実） ●身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進） ●学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）	新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進 今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 一人一人の自立 主体的に学び、考え、行動する力を培う 一人一人が、自分は家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。 共生する地域 日頃から顔の見える人間関係を育てる 家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。 人権が尊重される社会 人権という文化を生活の中に根付かせる 一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成） ●本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実） ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実） ●身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進） ●学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）	

	平成２８年度指導の重点	平成２９年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	学校教育 指導の重点 本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。 各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえて特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。 確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸長し、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、２１世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。 確かな学力 基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 豊かな人間性 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など 健康や体力 たくましく生きるための健康や体力 生きる力 子どもの意欲を引き出し高めるには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。	学校教育 指導の重点 本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。 各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえて特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。 確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸長し、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、２１世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。 確かな学力 基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 豊かな人間性 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など 健康や体力 たくましく生きるための健康や体力 生きる力 子どもの意欲を引き出し高めるには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。	

	平成２８年度指導の重点	平成２９年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	■学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。 １ 学習指導の充実 (1) 本市教育委員会指定研究校制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な研究成果の普及 (2) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (3) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 ◇「中１振り返り集中学習」「中２学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用 ◇音読や古典に関する学習活動を重視 ◇地域人材やボランティア等を活用した補充学習の充実 (4) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成 ◇算数・数学的活動をととして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視 ◇目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視 (5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実 ◇『大発見向日市』『文化遺産ＤＶＤ』の活用 ◇地域人材の活用 ◇市内各施設・史跡等の活用 (7) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実 ◇学校図書館支援員の活用 ◇学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 ◇ＡＬＴ（外国語指導助手）の積極的な活用 ◇ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 (9) 本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進	■学力の向上と個性を伸ばす教育の推進 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。 １ 学習指導の充実 (1) 本市教育委員会指定研究校制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な研究成果の普及 (2) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (3) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 ◇「中１振り返り集中学習」「中２学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用 ◇音読や古典に関する学習活動を重視 ◇地域人材やボランティア等を活用した補充学習の充実 (4) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成 ◇算数・数学的活動をととして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視 ◇目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視 (5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実 ◇『大発見向日市』『文化遺産ＤＶＤ』の活用 ◇地域人材の活用 ◇市内各施設・史跡等の活用 (7) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実 ◇学校図書館支援員の活用 ◇学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 ◇ＡＬＴ（外国語指導助手）の積極的な活用 ◇ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 (9) 本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進	○「ふるさと向日市創生計画」に沿って文言修正

	平成２８年度指導の重点	平成２９年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	２ 特別支援教育の充実 (1) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用 ◇授業のユニバーサルデザイン化 ◇教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実 ◇コーディネーター連絡会議の充実 (3) 特別支援教育についての啓発 ※授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり ３ キャリア教育の充実 (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 ◇地域社会と連携した体験的な学習の充実 (2) 主体的な進路選択と希望進路の実現のための進路指導の充実 ４ 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 ◇新聞の活用 (2) ＩＣＴ機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成 ◇デジタル教科書の効果的な活用 ◇情報モラル教育の充実 (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 ◇地域や関係機関との連携 ５ 校種間連携の強化 (1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実 ◇小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実 (2) 幼稚園・保育所と小学校の連携強化 ◇保幼小指導者による合同研修会の実施 (3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実	２ 特別支援教育の充実 (1) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実 ◇コーディネーター連絡会議の充実 (2) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用 ◇授業のユニバーサルデザイン化 ◇教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (3) 特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発 ※授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり ３ キャリア教育の充実 (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 ◇地域社会と連携した体験的な学習の充実 (2) 主体的な進路選択と希望進路の実現のための進路指導の充実 ４ 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 ◇新聞の活用 (2) ＩＣＴ機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成 ◇デジタル教科書の効果的な活用 ◇情報モラル教育の充実 (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 ◇地域や関係機関との連携 ５ 校種間連携の強化 (1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実 ◇小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実 (2) 幼稚園・保育所と小学校の連携強化 ◇保幼小指導者による合同研修会の実施 (3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実	○小項目の番号を修正（(1)と(2)の順序修正） ○「校内の体制を整備」、「個別に対応」の順が適当 ○小項目の番号を修正（(1)と(2)の順序修正） ○文言修正

	平成 2 8 年度指導の重点	平成 2 9 年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	■ 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道德教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。 1 道德教育の充実 (1) 道德教育推進教師を中心とした、全教育活動における道德教育のさらなる充実 (2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 ◇『《道德教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ◇小中学校道德実践交流会の充実 (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (4) 家庭、地域社会と一体となった道德的実践の環境づくり ◇あいさつ運動の推進 2 人権教育の推進 (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 ◇普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ◇京都府人権関係資料等の積極的な活用 (3) 公開授業の実施と<u>保護者</u>、地域社会への啓発	■ 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道德教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。 1 道德教育の充実 (1) 道德教育推進教師を中心とした、全教育活動における道德教育のさらなる充実 (2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 ◇『《道德教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ◇小中学校道德実践交流会の充実 (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (4) 家庭、地域社会と一体となった道德的実践の環境づくり ◇あいさつ運動の推進 2 人権教育の推進 (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 ◇普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ◇京都府人権関係資料等の積極的な活用 (3) 公開授業の実施と<u>家庭・地域社会</u>への啓発	○文言修正

	平成２８年度指導の重点	平成２９年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	３ 生徒指導の充実 (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実 (2) 児童生徒の規範意識の醸成 ◇非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施 ◇「法やルールに関する教育」の推進 (3) <u>異年齢交流活動や職場体験活動</u>など「自己有用感」を育てる取組の充実 ４ 芸術・文化活動の充実 (1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施 (1) (2) ◇専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 ◇子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用	３ 生徒指導の充実 (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実 (2) 児童生徒の規範意識の醸成 ◇非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施 ◇「法やルールに関する教育」の推進 (3) 異年齢交流活動など「自己有用感」を育てる取組の充実 ４ 芸術・文化活動の充実 (1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施 (1) (2) ◇専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 ◇子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用	○文言修正 ○職場体験活動は、キャリア教育の中で進めている取組であり削除

	平成２８年度指導の重点	平成２９年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	■ 健やかな身体の育成と体力の向上 明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実 ◇新体力テストの結果活用 ◇「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用 (2) 中学校部活動の活性化 ◇『運動部活動指導ハンドブック』の活用 (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 2 健やかな身体の育成 (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 ●「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実 ◇「生命のがん^{いのち}教育授業」の活用 (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実 (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実 3 食育の推進 (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進 ◇栄養教諭・栄養士による授業 (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	■ 健やかな身体の育成と体力の向上 明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実 ◇新体力テストの結果活用 ◇「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用 (2) 中学校部活動の活性化 ◇『運動部活動指導ハンドブック』の活用 (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 2 健やかな身体の育成 (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 ●「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実 ◇「生命のがん^{いのち}教育授業」の活用 (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実 (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実 3 食育の推進 (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進 ◇栄養教諭・栄養士による授業 (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	

	平成２８年度指導の重点	平成２９年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	■ 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり 保護者や<u>地域社会</u>との連携協力を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。 １ 開かれた学校づくりの推進 (1) <u>保護者</u>・地域社会への積極的な情報発信 (2) <u>保護者</u>・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進 ◇学校支援地域本部事業の活用 ◇子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (3) <u>あいさつ</u>が交わされるまちづくりの推進 ◇あいさつ運動の推進 ２ 学校改善に生かす学校評価の充実 (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信 ◇学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信 (2) 学校目標達成のためのＰＤＣＡサイクルの確立 ■ 教職員の資質能力の向上 京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。 １ 教職員研修の充実 (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実 (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実 (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実 (1) (3) ◇子ども未来づくり支援事業の効果的な活用 ◇向日市教職員研修会の実施 (4) <u>体罰の根絶</u>に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善 ◇コンプライアンスハンドブックを活用した研修の充実 ２ 教職員評価の実施 (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上	■ 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり <u>保護者</u>や<u>地域</u>との連携協力を促進し、<u>家庭・地域社会</u>と一体となった<u>教育活動の充実</u>を図り、特色ある学校づくりを推進する。 １ 開かれた学校づくりの推進 (1) <u>家庭</u>・<u>地域社会</u>への積極的な情報発信 (2) <u>家庭</u>・<u>地域社会</u>との連携による特色ある学校づくりの推進 ◇学校支援地域本部事業の活用 ◇子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (3) <u>あいさつ</u>が交わされるまちづくりの推進 ◇あいさつ運動の推進 ２ 学校改善に生かす学校評価の充実 (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信 ◇学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信 (2) 学校目標達成のためのＰＤＣＡサイクルの確立 ■ 教職員の資質能力の向上 京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。 １ 教職員研修の充実 (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実 (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実 (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実 (1) (3) ◇子ども未来づくり支援事業の効果的な活用 ◇向日市教職員研修会の実施 (4) <u>体罰の根絶</u>に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善 ◇コンプライアンスハンドブックを活用した研修の充実 ２ 教職員評価の実施 (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上	○文言修正 ○文言修正 ○文言修正

	平成２８年度指導の重点	平成２９年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	■ 安心・安全な教育環境の充実 児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。 １ 学校における安心・安全の確保 (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実 ◇教育相談事業等の効果的な活用 巡回・来所・電話相談 適応指導教室 スクールソーシャルワーカー 心の相談サポーター スクールカウンセラー まなび・生活アドバイザー 心の居場所サポーター (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない指導の徹底 ◇いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 ◇定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握 ◇児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進 (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底 ◇自転車運転免許教室の実施 (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 ◇学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ◇京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6) ＰＴＡ、地域社会との連携、登下校など内外の安全確保の徹底	■ 安心・安全な教育環境の充実 児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。 １ 学校における安心・安全の確保 (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実 ◇教育相談事業等の効果的な活用 巡回・来所・電話相談 適応指導教室 スクールソーシャルワーカー 心の相談サポーター スクールカウンセラー まなび・生活アドバイザー 心の居場所サポーター (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない組織的な指導の徹底 ◇いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 ◇定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握 ◇児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進 (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底 ◇自転車運転免許教室の実施 (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 ◇学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ◇京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6) ＰＴＡ、地域社会との連携、登下校など内外の安全確保の徹底	○「向日市いじめ防止基本方針」に沿って、組織的な指導を強調

平成２９年度 社 会 教 育 指 導 の 重 点 （案）

	平成２８年度指導の重点		平成２９年度指導の重点		改訂理由、＜主な取組＞
		特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
	社会教育 指導の重点 社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。 さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第２次）」及び「第２次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。 〔社会教育指導の重点 目次〕		社会教育 指導の重点 社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。 さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第２次）」及び「第２次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。 〔社会教育指導の重点 目次〕		

	■生涯学習環境の充実 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。 [全小項目において] 特に配慮すべき事項 1 生涯学習の振興 (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援 ◇ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供 (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成 (3) 社会教育関係団体との連携・協力 (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成 (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働 2 社会教育施設における学習機会の充実 (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発 (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進 (3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実 ◇社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり 〈公民館〉 ◇現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成	(1)・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供 (3)・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり	■生涯学習環境の充実 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。 [全小項目において] 特に配慮すべき事項 1 生涯学習の振興 (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援 ◇ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供 (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成 (3) 社会教育関係団体との連携・協力 (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成 (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働 2 社会教育施設における学習機会の充実 (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発 (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進 (3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実 ◇社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり 〈公民館〉 ◇現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成	(1)・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供 (3)・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり	
--	---	---	---	---	--

	〈図書館〉 ◇多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実 〈文化資料館〉 ◇向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用 〈天文館〉 ◇プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実		〈図書館〉 ◇多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実 〈文化資料館〉 ◇向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用 〈天文館〉 ◇プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実		
--	---	--	---	--	--

	■家庭・地域社会の教育力の向上 家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。 1 家庭の教育力の向上 (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実 ◇就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供 (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進 ◇PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進 (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援 (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実 2 地域社会の教育力の向上 (1) 「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充 (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実 (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成	(1)・就学前からの家庭教育に関する学習機会の提供 (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進	■家庭・地域社会の教育力の向上 家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。 1 家庭の教育力の向上 (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実 ◇就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供 (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進 ◇PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進 (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援 (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実 2 地域社会の教育力の向上 (1) 「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充 (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実 (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成	(1)・就学前からの家庭教育に関する学習機会の提供 (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進	
--	---	---	---	---	--

	(4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、 子どもの健全育成と安全を守る活動の推進 ◇ 地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNSなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進 (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実 ■人権教育・啓発の推進 市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。 1 人権教育の推進 (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実 ◇ 社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実 ◇ 関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進 ◇ 障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実 (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進	(4)・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNSなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進 (1)・社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実 ・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進 ・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実	(4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、 子どもの健全育成と安全を守る活動の推進 ◇ 地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNSなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進 (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実 ■人権教育・啓発の推進 市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。 1 人権教育の推進 (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実 ◇ 社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実 ◇ 関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進 ◇ 障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実 (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進	(4)・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNSなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進 (1)・<u>「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実</u> ・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進 ・障がいのある人について、正しい理解	文言修正「『部落差別の解消の推進に関する法律』等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、」を追加
--	--	---	--	---	---

	■スポーツの振興 市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。 1 スポーツ活動の推進 (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進 ◇公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実 (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進 ◇総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進 (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実 ■歴史・文化資源の整備と活用 文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。 1 文化財の保護と活用 (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進	(1)・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実 (2)・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進	■スポーツの振興 市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。 1 スポーツ活動の推進 (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進 ◇公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実 (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進 ◇総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進 (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実 ■歴史・文化資源の整備と活用 文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。 1 文化財の保護と活用 (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進	と認識を深めるための学習機会の充実 (1)・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実 (2)・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進	
--	---	--	---	---	--

**障がいを理由とする差別の解消の推進に関する
向日市教育委員会職員対応要領について（報告）**

平成 2 9 年 2 月 8 日

学 校 教 育 課 指 導 係

上記のことについて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 2 7 年 2 月 2 4 日閣議決定）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、向日市教育委員会の職員及び市立学校の教職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的として策定しましたので報告します。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する向日市教育委員会職員対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、向日市教育委員会の職員及び市立学校の教職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者及び学校長（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申し出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導等を実施すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 向日市教育委員会に、職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談等受付窓口を置く。

(1) 教育総務課（事務局に関すること。）

(2) 学校教育課（市立学校に関すること。）

(3) 生涯学習課（社会教育施設等に関すること。）

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢及び障がいの状態に配慮するとともに、対面、手紙、電話、ファックス及び電子メールに加え、障がい者が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 相談等受付窓口は、相談等の内容に応じ関係課等の職員に前項の処理を依頼することができる。

4 第1項の相談等受付窓口に寄せられた相談等は、教育総務課に集約し、相談者等のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等があった場合に活用するものとする。

5 第1項の相談等受付窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 向日市教育委員会は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 職員に対し、障がいの特性等を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。

(別紙)

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する向日市教育委員会職員対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する又は障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。向日市教育委員会においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障がい者及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）並びに向日市教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点を鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。

なお、「望ましい」とは、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。（以下同じ。）

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下のとおりである。

なお、前述のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、これらはあくまで例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障がい者を理由に窓口対応を拒否する。
- 障がい者を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障がい者を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がい者を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務又は事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障がい者を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障がい者の権利に関する条約第2条において、合理的配慮とは、「障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合においては必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、同条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、向日市教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。また、障がいにより本人の意思の表明が困難な場合に、障がい者の家族、支援者、介助者、法定代理人等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う場合も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 向日市教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまで例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、例えば、電光掲示板、手書きのボード等を用いて分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たって、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員や知的障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がける。
- 会議の進行に当たって、可能な範囲で職員等が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 施設の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある出席者の理解を援助する者の同席を認める。